

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令（抄）	目次	1
行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）	7	2
行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）（抄）		
行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年法律第一百五十一号）（抄）		
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律		

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（開示の実施）

第十四条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2
3
4 （略）

（手数料）

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2・3 （略）

（政令への委任）

第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）（抄）

（行政文書の開示の実施の方法）

第九條 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

一 文書又は図画（次号から第四号まで又は第四項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第十四条第一項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第一号イに規定するもの）

二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列一番（以下「A一判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの又は縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルの当該写真フィルムを印刷紙（縦八十九ミリメートル、横百二十七ミリメートルのもの又は縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印刷したもの

三 スライド（第五項に規定する場合におけるものを除く。次項第四号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したもの

四 次の各号に掲げる文書又は図画の法第十四条第一項（第一号ニにあつては、同項及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第七條第一項）の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 文書又は図画（次号から第四号まで又は第四項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法（ロからニまでに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれなく、かつ、行政機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるとともに組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することのできる場合に限り、ニに掲げる方法にあつては情報通信技術活用法第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合（以下「電子開示請求の場合」という。）に限る。）

イ 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番（以下「A三判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（ロに掲げる方法に該当するものを除く。）

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付（ハに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印刷紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）

ハ 当該文書又は図画をスキヤナにより読み取つてきた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第三号ホにおいて同じ。）に複写したものの交付

ニ 当該文書又は図画の開示の実施を情報通信技術活用法第七條第一項の規定により情報通信技術活用法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法（別表一の項において「情報通信技術活用法の適用による方法」という。）

三、これにより難しい場合にあつては、A一判、A二判又はA三判の用紙に印刷したものの交付

四、写真フィルム 当該写真フィルムを印刷紙に印刷したものの交付

五、スライド 当該スライドを印刷紙に印刷したものの交付

六、この各号に掲げる電磁的記録についての法第十四条第一項の政令で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

七、録音テープ（第五項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

八、当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

九、当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C五五六八に適合する記録時間百二十分のものに限る。別表

十、ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオセットテープ（日本産業規格C五五八一に適合する記録時間百二十分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
三 電磁的記録（前二号、次号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、行政機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（へに掲げる方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。）

イ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表七の項ロにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴
ハ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）

ニ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
ヘ 当該電磁的記録を電子情報処理組織（行政機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子情報処理組織とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（別表七の項チにおいて「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

四 電磁的記録（前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であつて、行政機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
イ 前号イからハまでに掲げる方法
ロ 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルのオープンリールテープ（日本産業規格X六一〇三、X六一〇四又はX六一〇五に適合する長さ七百三十一・五二メートルのものに限る。別表七の項リにおいて同じ。）に複写したものの交付
ハ 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X六一二三、X六一三二若しくはX六一三五又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）一四八三三、一五八九五若しくは一五三〇七に適合するものに限る。別表七の項ヌにおいて同じ。）に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X六一四一若しくはX六一四二又は国際規格一五七五七に適合するものに限る。別表七の項ルにおいて同じ。）に複写したものの交付
ホ 当該電磁的記録を幅三・八一ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X六一二七、X六一二九、X六一三〇又はX六一三七）に適合するものに限る。別表七の項ヲにおいて同じ。）に複写したものの交付
一 当該電磁的記録を専用機器により複写したものの視聴
二 当該電磁的記録をビデオセットテープに複写したものの視聴

四 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。
一 当該映画フィルムを専用機器により複写したものの視聴
二 当該映画フィルムをビデオセットテープに複写したものの視聴

五 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
二 当該スライド及び当該録音テープをビデオセットテープに複写したものの交付

第十三条 法第十六条第一項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
一（手数料の額等）
二 開示実施手数料 開示を受ける行政文書一件につき、別表の上欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）ただし、基本額（法第十四条第四項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場

法に定むる額）を超過する額（基本額）を算入する。ただし、基本額（法第十四条第四項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場

法に定むる額）を超過する額（基本額）を算入する。ただし、基本額（法第十四条第四項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場

合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が前号に定める額に相当する額（次のイからハまでのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからハまでに定める額。ハを除き、以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、前号に定める額に相当する額を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が前号に定める額に相当する額を超えるときを除く。）は当該基本額から前号に定める額に相当する額を減じた額とする。

イ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、独立行政法人等から事案が移送された場合（ロに掲げる場合を除く。）当該独立行政法人等が独立行政法人等情報公開法第十七条第一項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額（以下この号において「開示請求手数料相当額」という。）

ロ 独立行政法人等情報公開法第十三条第一項の規定に基づき独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち法第十四条の規定に基づき開示を実施する行政機関の長が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

ハ 法第十二条の二の規定に基づき独立行政法人等に行政文書の一部について移送した場合 前号に定める額に相当する額のうち法第十四条の規定に基づき開示を実施する行政機関の長が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

二 四（略）

別表（第十三条関係）

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	百枚までごとにつき百円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの	一枚につき百円に十二枚までごとに七百六十円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものを交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙一枚につき十円（A二判については四十円、A一判については八十円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙一枚につき二十円（A二判については百四十円、A一判については百八十円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの	一枚につき百二十円（縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、五百二十円）に十二枚までごとに七百六十円を加えた額
	ヘ スキヤナにより読み取つてきた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	一枚につき五十円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額
	ト スキヤナにより読み取つてきた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	一枚につき百円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額
	チ スキヤナにより読み取つてきた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートル	一枚につき百二十円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額

<p>備考 一の項ハ若しくは二、二の項ハ又は七の項ハ若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。</p>	<p>九 スライド及び録音テープ（第九条第五項に規定する場合におけるものに限る。）</p>	<p>八 映画フィルム</p>		
	<p>イ 専用機器により再生したものの視聴の交付</p>	<p>イ 専用機器により映写したものの視聴の交付</p>	<p>ヲ 幅三・八一ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付</p>	<p>ル 幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付</p>
<p>二、二の項ハ又は七の項ハ若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を</p>	<p>イ 専用機器により再生したものの視聴の交付 五、千二百円（スライド二十枚を超える場合にあつては、五千二百円にその超える枚数一枚につき百十円を加えた額）</p>	<p>イ 専用機器により映写したものの視聴の交付 六、千八百円（十六ミリメートル映画フィルムについては一万三千円、三十五ミリメートル映画フィルムについては一万円）に記録時間十分までごとに二千七百五十円（十六ミリメートル映画フィルムについては三千二百円、三十五ミリメートル映画フィルムについては二千六百五十円）を加えた額</p>	<p>ヲ 幅三・八一ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付 一、千五百九十円（日本産業規格X六一二九、X六一三〇又はX六一三七に適合するものについては、それぞれ八百円、千三百円又は千七百五十円）に一フアイルごとに二百十円を加えた額</p>	<p>ル 幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付 一、千八百円（日本産業規格X六一四二に適合するものについては二千六百円、国際規格一五七五七に適合するものについては三千二百円）に一フアイルごとに二百十円を加えた額</p>

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2
5
6
（略）

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

2
5
（略）